【７】宮崎大学教育学部コース、専攻及び専修変更に関する選考内規

教授会決定
平成 28 年 3 月 20 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

（趣旨）
第 1 条　この内規は、宮崎大学学務規則に定めるもののほか、教育学部(以下「本学部」という。）のコース、専攻及び専修（以下「コース等」という。）変更の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（志願手続）
第 2 条　本学部の学生がコース等変更を志望するときは、大学教育支援教員又は指導教員の指導を経て 11 月末までにコース等変更願等を教務・学生支援係に提出しなければならない。

（受入）
第 3 条　本学部は、学部収容人員の適正維持と教育に支障がない範囲で選考のうえ若干人のコース等変更を受け入れることができる。
2 コース、専攻は当該学生の入学年度の教育組織に基づいてコース等変更の志願を受け入れる。ただし、特別な理由があると本学部の教授会が認めた場合を除く。

（出願資格）
第 4 条　出願資格は、本学部に在籍する学生で 14 単位（専門科目を除く。）以上を修得した者又は修得見込みの者に限る。ただし、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入学及び転学部による本学部の学生については別に定めるが、原則として志願できない。
2 コース等変更をした者は、再度のコース等変更を志願することができない。

（選考）
第 5 条　選考は、大学入学試験の成績、単位修得の状況とその成績及び志願するコース、専攻及び専修の課する選考試験の結果とを総合して判定会議で選考する。

（在学期間）
第 6 条　コース等変更を許可された学生（以下「コース等変更生」という。）の在学期間について、コース等変更前の在学期間から通算する。

（年次の定義）
第 7 条　年次の定義は「宮崎大学教育学部転学部に関する選考内規」第 9 条による。

（受入年次）
第 8 条　コース等変更生は、原則として志願したコース、専攻及び専修の第 2 年次の学生とする。ただし、単位修得の状況等によっては教務委員会の議を経て、教授会において第 3 年次以上へのコース等変更を認めることがある。

（履修指導）
第 9 条　コース等変更生を受け入れたコース、専攻及び専修の大学教育支援教員又は指導教員は、教務委員会との協議の上、コース等変更生に対して適切な授業科目の履修指導を行わなければならない。

（既修得単位の読み替え）
第 10 条　既修得単位の読み替えは、専門科目について教務委員会の議を経て教授会で認定する。

（その他）
第 11 条　この内規に定めるもののほか、コース等変更に関し必要な事項は、教授会が別に定めることができる。

附則
この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。